

特許・実用新案



特許制度とは、「発明」を広く公開して、発明を利用できるようにするとともに、発明をした者の権利を守ることで、発明をする意欲を高めて、産業の発達を目指すものです。

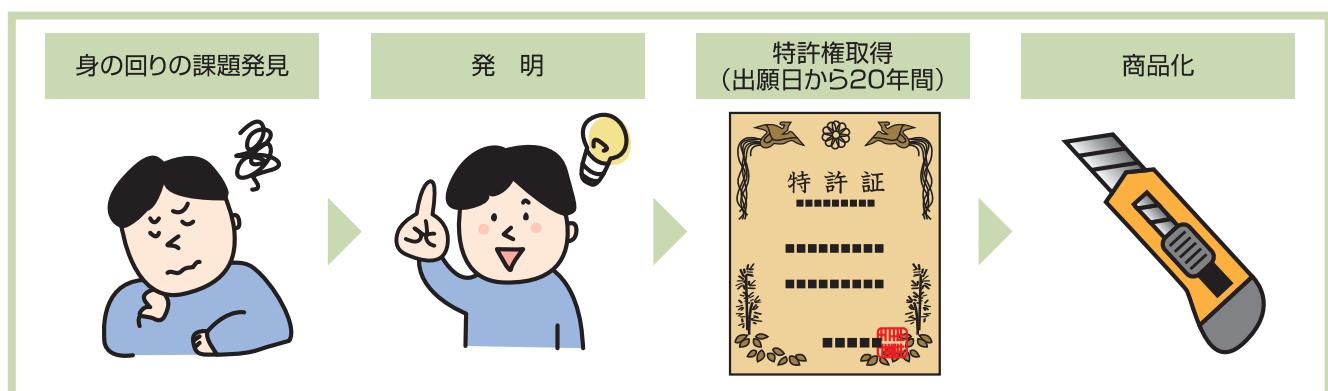
発明やアイデアを守る特許・実用新案制度

◆ 特許制度は発明の意欲を高めるもの

例えば、あなたが多くの努力と費用によって発明を生み出し、それを何らかの商品にして販売することを考えているとしましょう。この時、誰かがあなたの発明を勝手に利用し、同じ商品を販売してしまったらどうでしょうか。せっかくのあなたのアイデアを活かした商品が売れなくなってしまうかもしれません。そうなると、あなたの努力もつぎ込んだ費用も全て水の泡となってしまい大きな損害を被ることになります。

このため、こうしたことを防止するような仕組みがなければ、発明者は自分の発明を公にせず秘密にしておこうと思ってしまうのではないかでしょうか。また、そもそも発明をしようとする意欲自体が失われてしまうかもしれません。人々の創作活動の積み重ねが技術の進歩に繋がり、人々の生活を便利なものとしていくことを考えると、これは大変困ったことです。

そこで、特許制度では、発明をした者に、**自分の発明を一定期間(出願から20年間)独占的に使える権利=特許権**を与えることによって、発明の保護を図っています。発明を保護することで人々の発明意欲を高めているのです。



◆ 特許制度は発明の利用を促進するもの

特許制度のもう一つの特徴に、**発明の公開**というものがあります。これは、出願された発明の内容を一定期間後に一般に公開するもので、こうすることで他の人(第三者)が同じような研究開発に不要な時間

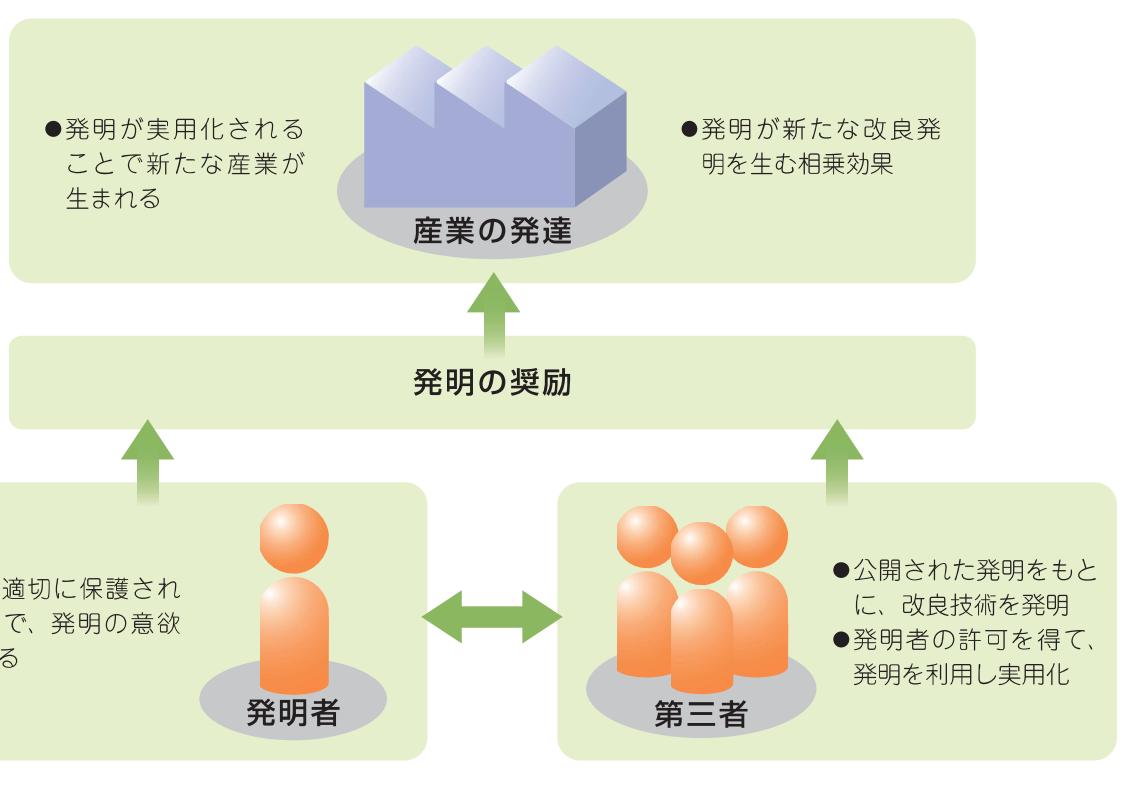
と費用をつぎ込まなくて済むようにしています。また、公開された発明を見た他の人がそれを基に新たな発明を生み出したり、発明した人から許可をもらってその発明を利用したりすることもできるようになります。このように、特許制度では発明の内容を公開することで発明の利用を促進しているのです。

◆ 特許制度の目的

特許制度は、発明をした人に特許権を与えて発明を保護するとともに発明の内容を公開し、他の人にこの公開された発明を利用する機会を与えることとしています。

特許法第1条に「この法律は、発明の保護及び利用

を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」とされている通り、特許制度は、特許権を得た発明者と、その特許権により制約を受ける他の人の利用との間のバランスをとりつつ、発明する意欲を高めて技術の進歩を図り、ひいては産業の発達につなげていくことを目的としています。



◆ 実用新案とは

日本には、特許制度とよく似た「**実用新案制度**」というものがあります。実用新案制度は、特許制度が保護対象とする「発明」よりも比較的高度でない「**考案**」を対象とし、手続き面でも簡略化されています。

また、特許制度は形ある物(物品)だけでなく「方法」、例えば、ある物の製造方法も対象となります。

実用新案制度の対象は物品だけであり、方法は対象となりません。他にも、特許権の存続期間が出願日から20年であるのに対し、実用新案権の存続期間は出願日から10年であるといった違いもあります。

実用新案の登録は、特許の登録ほど時間も費用もかからないため、特に個人による発明やすぐに時代遅れになってしまう技術などの保護に役立っています。

その発明、ほんとうに特許になるの？

◆ 発明＝特許ではない？

「発明」という言葉は、一般的には「新規な物や方法」を指しますが、このような発明が何でも特許になり得るかというと、そうではありません。

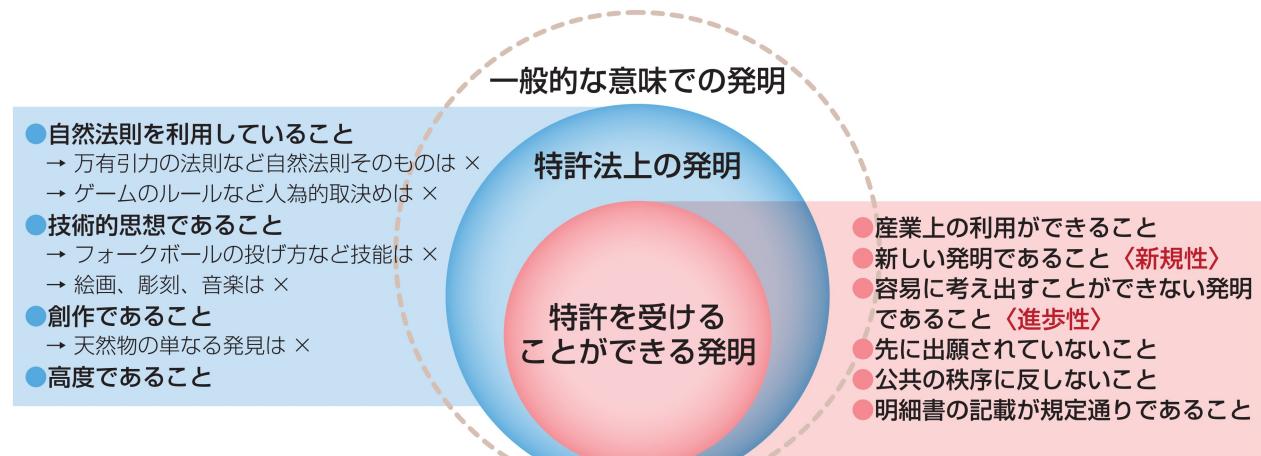
なぜかというと、特許権を取得した人は、権利を受けた発明を独占的に使うことができますが、これはつまり、他の人はその発明を勝手に使うことができ

なくなるということです。こうした他の人への影響も考慮し、特許制度は、産業の発達という目的から考えて特許権を与えることがふさわしい発明にだけ、特許権を与えることにし、そのための条件を特許法に規定しています。

ではどういった発明が特許になるのでしょうか。発明のうち、特許法上の「発明」の定義に当てはまり、かつ、特許法上で「特許を受けることができる発明」の要件を充たすものだけが、特許を受けることができます。

特許を受けることができる発明

自然法則を利用していること、技術的思想であること等の特許法上の発明の定義に該当し、かつ、新規性や進歩性といった要件を充たす発明が、特許を受けることができます。



新規性・進歩性について

特許を受けることができるかどうかという要件のうち、「新規性」と「進歩性」について雪見だいふくを例に考えてみます。

新規性とは、「その発明が出願前に公然に知られていないこと、そして実施されていないこと」を意味します。また、進歩性とは、「その発明が属する技術分野の通常の知識を有する者が容易に考えつくものではないこと」を意味します。

雪見だいふくの場合、アイスクリームを「冷凍しても固くならないよう改良した餅のような皮」で、「直接」かつ「全面を包み込む」商品は当時としては過去に例がなかったため新規性があり、また同業他社が容易に考えつくものではないため、進歩性がありました。



発明を特許にしたいと思ったら、特許庁への出願が必要！

◆ 特許を取るには特許庁への出願が必要

特許権を取得するためには、まず発明の内容を文書に書き起こし(明細書)、特許庁に提出(**出願**)する必要があります。特許庁に出願した者は「出願人」と呼ばれます。

その後、特許庁で書類に不備がないかや、新規性といった要件を全て充たしているかどうかの審査が行われ、問題がなければ特許庁から**特許査定**(特許として認めるとの決定)がされます。そして、出願人が特許料を納付すると、出願した発明が特許として登録され、**特許権**が発生します。特許権の有効期間は出願から20年間です。

審査において出願が特許の要件を充たしていないと判断されると、その理由を記した**「拒絶理由通知」**が出願人に送られてきます。これに対して、出願人は

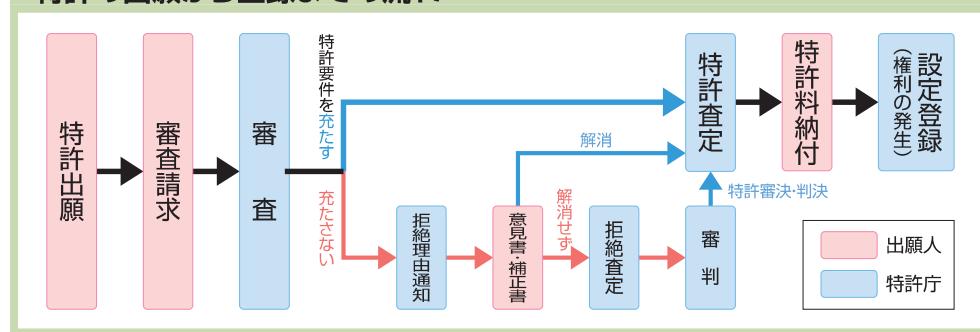
意見書(拒絶の理由に対する意見)または補正書(出願内容の訂正)を提出することができ、これによって拒絶理由が解消されれば、特許査定が出されます。

意見書等によっても拒絶の理由が解消されない場合、特許庁から**拒絶査定**(特許として認めないとの決定)がされます。この結果に不服がある場合、出願人は特許庁に審判請求(もう一度特許になるか否かの判断を求めるもの)することができ、審判の結果に不服がある場合には、さらに裁判所に訴えることもできます。

発明を特許にするためには色々と手続も多く、ややこしいと思うかもしれません、こうした手続をサポートする職業として**「弁理士」**という職業があります。皆さんがあなたが特許になるかどうか、また特許にするためにはどうしたらよいか、弁理士に相談することも一案です。

高校生や中学生が特許権・実用新案権を取得した発明・考案も多数あります。

特許の出願から登録までの流れ



特許証の例



植物の品種はどのように守られる？(品種登録制度)

皆さんが日ごろ食べている米や野菜、果物の中には、いわゆる発明に近い性格を持つものがあります。農家や企業の努力により品種改良を重ねて作られた、イチゴの「とちおとめ」などがそうです。

このような植物の新品種は特許制度と似た**「品種登録制度」**によって保護されています。品種登録制度とは、種苗法によって定められた制度で、植物の新たな品種の育成・登録をした者に、その新品種を利用する独占的な権利(**育成者権**)を与えるものです。